

【7/1まで】

# 「小売電気事業の登録の申請等に関する 省令案」に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620115020&Mode=0>

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部政策課電力・ガス改革推進室



2015年6月18日 みんなで書こう！ パブコメセミナー  
国際環境NGO FoE Japan 吉田明子

# 電力システム改革の1つのステップ 小売全面自由化

- 平成26年6月11日に「電気事業法等の一部を改正する法律」が成立。
- 電力システム改革の3本柱の1つである「電気の小売業への参入の全面自由化」を実施するために必要な措置を定めるもの。

## 1. 電気事業法の一部改正

- 第1弾改正法のプログラム規定にのっとり、小売参入の全面自由化、安定供給を確保するための措置、需要家保護を図るための措置等を講じる。

## 2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 電気事業法の事業類型見直しに伴い、現行制度において一般電気事業者等に課されている買取義務を、小売電気事業者等へ課す。

## 3. 商品先物取引法の一部改正

- 電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。

# これまでは一般電気事業者だけだったが、 小売電気事業者は、新たに登録申請

## 第二章電気事業

### 第一節小売電気事業

#### 第一款事業の登録

##### (事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

##### (登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四事業開始の予定年月日

五その他経済産業省令で定める事項

⇒詳細は経済産業省令  
⇒今回のパブコメの対象

# 小売電気事業の登録の申請等に関する省令

## 小売事業者の登録に関する要件を定めるもの

### 法律の構成

(定義)

第1条

(小売電気事業の登録申請)

第2条

(供給条件の説明等)

第3条

第4条

(書面の交付)

第5条

(小売供給の登録申請)

第6条

(供給条件の説明等)

第7条

第8条

(書面の交付)

第9条

附則

様式第 4

小売供給登録申請書

年 月 日

殿

住 所  
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 15 の規定により、小売供給の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる営業所	名称						
	所在地						
その他の営業所	名称						
	所在地						
供給地点							
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯		月	時～	時	備考		
最大需要電力の見込み					kW		
供給能力の確保の見込み						kW	
内 訳	(1) 自社電源						
	確保する電源の容量の見込み						kW
	供給能力の確保の見込み						kW
	電源の名称・所在地・原動力の種類等						
	名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	容量	供給能力の確保の見込み	備考
	(2) 相対契約						
	確保する契約容量の見込み						kW
供給能力の確保の見込							

み						kW
契約の相手方の事業者名・所在地・契約容量等						
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約容量	供給能力の確保の見込み	備考
(3) 卸電力取引市場からの調達						
最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み					kW	備考
(4) その他						
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値					kW	備考
事業開始の予定年月日						
その行う小売供給を行う事業以外の事業の概要						

# パブコメのポイント

## <電源構成や料金内訳に関する表示を義務化すべき>

- 電源構成について、申請の際の記載項目に入っているが、消費者に対する表示を義務付ける条項がない。
- 第3条に「供給条件の説明等」が書かれているが「表示」ではない。ウェブサイトや報告書への記載といった消費者にわかりにくい方法になる可能性がある。
- 第3条1項7号 料金と当該料金の額の算出方法の説明を求めているが、料金内訳の説明や表示を求めている。

表示を求める消費者の声が必要！

## <注： 固定価格買取制度による再エネ電力に関する説明>

- 第4条：小売電気事業者（FITによる再エネ電力を調達する者）は、消費者に対して、調達した再生可能エネルギー電気が環境への負荷の低減に資するものである旨を説明してはならない。

⇒上記の「電源構成表示義務化」が必要

# 参考) 欧州では表示を制度化

## ドイツ「エネルギー事業法」 (第42条)

### 明示する義務

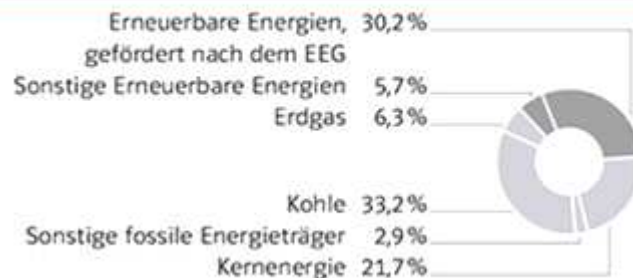
- 前年比消費量
- 請求書やインターネットなど、消費者の目に触れる形式で
- 電源構成：全国平均と共に明示
- 環境影響：CO2排出量、放射性廃棄物量
- 適切な大きさを、グラフなどを用いて視覚的な方法で

### 【視点】

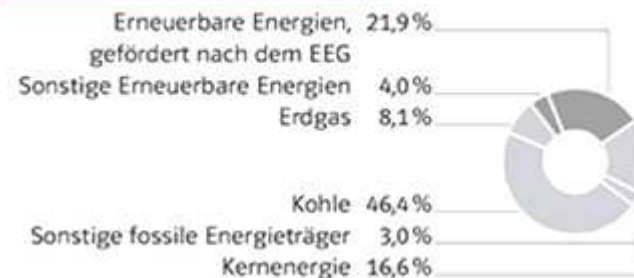
…すべての需要家対象

1. 消費者保護
2. 商品の質に関する透明性
3. 環境配慮行動の促進

### E.ONが供給する全電力の電源構成



### ドイツ平均 in Deutschland



# 2016年電力小売全面自由化に向けて

選択のためには、  
消費者にわかりやすい表示が必要！

電源構成や料金内訳について、  
「表示」の義務化を



<http://power-shift.org>